

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和 6 年 1 0 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（I E C 規格）に準拠した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 23 規格

改正区分	基準数
① 採用済の I E C 規格に準拠した J I S を、より新しい版に置き換えるもの	22 規格 (資料 2 別添 2 参照)
② 未採用の J I S を、新たに採用するもの	1 規格 (資料 2 別添 2 参照)

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 23 規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント： 11 月以降実施予定（30 日間）

- (2) 改正：令和 7 年 1 月以降予定。ただし、J60335-2-36（2024）、J60335-2-37（2024）、J60335-2-38（2024）、J60335-2-39（2024）、J60335-2-42（2024）、J60335-2-47（2024）、J60335-2-48（2024）、J60335-2-49（2024）、J60335-2-50（2024）、J60335-2-64（2024）、J60669-2-1（2019）、J60974-11（H28）、J60974-12（H28）、J60974-13（H28）、J61558-2-1（H26）、J61558-2-2（H26）、J61558-2-4（H26）、J61558-2-6（H26）、J61558-2-13（H26）、J61558-2-16（H26）、J62619（2019）の基準の適用については、改正から 3 年間は、なお従前の例によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-36(2025)	JIS C 9335-2-36:2024	IEC 60335-2-36第7版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－36部:業務用電気レンジ、オープン、こんろ及びこ んろ部の個別要求事項	J60335-2-36(2024)	JIS C 9335-2-36:2019 +追補 1(2023)
2	J60335-2-37(2025)	JIS C 9335-2-37:2024	IEC 60335-2-37第7版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－37部:業務用フライヤの個別要求事項	J60335-2-37(2024)	JIS C 9335-2-37:2019 +追補 1(2023)
3	J60335-2-38(2025)	JIS C 9335-2-38:2024	IEC 60335-2-38第6版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個 別要求事項	J60335-2-38(2024)	JIS C 9335-2-38:2019 +追補 1(2023)
4	J60335-2-39(2025)	JIS C 9335-2-39:2024	IEC 60335-2-39第7版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項	J60335-2-39(2024)	JIS C 9335-2-39:2019 +追補 1(2023)
5	J60335-2-42(2025)	JIS C 9335-2-42:2024	IEC 60335-2-42第6版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－42部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及び スチームコンベクションオープンの個別要求事項	J60335-2-42(2024)	JIS C 9335-2-42:2019 +追補 1(2023)
6	J60335-2-47(2025)	JIS C 9335-2-47:2024	IEC 60335-2-47第5版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	J60335-2-47(2024)	JIS C 9335-2-47:2019 +追補 1(2023)
7	J60335-2-48(2025)	JIS C 9335-2-48:2024	IEC 60335-2-48第5版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	J60335-2-48(2024)	JIS C 9335-2-48:2019 +追補 1(2023)
8	J60335-2-49(2025)	JIS C 9335-2-49:2024	IEC 60335-2-49第5版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器 の個別要求事項	J60335-2-49(2024)	JIS C 9335-2-49:2019 +追補 1(2023)
9	J60335-2-50(2025)	JIS C 9335-2-50:2024	IEC 60335-2-50第5版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	J60335-2-50(2024)	JIS C 9335-2-50:2019 +追補 1(2023)
10	J60335-2-64(2025)	JIS C 9335-2-64:2024	IEC 60335-2-64第4版2021	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個 別要求事項	J60335-2-64(2024)	JIS C 9335-2-64:2019 +追補 1(2023)
11	J60669-2-1(2025)	JIS C 8281-2-1:2024	IEC 60669-2-1第5版2021	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッ チー第2－1部:電子制御装置の個別要求事項	J60669-2-1(2019)	JIS C 8281-2-1:2019
12	J60974-11(2025)	JIS C 9300-11:2023	IEC 60974-11第4版2021	アーク溶接装置－ 第11部:溶接棒ホルダ	J60974-11(H28)	JIS C 9300-11:2015
13	J60974-12(2025)	JIS C 9300-12:2023	IEC 60974-12第4版2022	アーク溶接装置－ 第12部:溶接ケーブルブルジョイント	J60974-12(H28)	JIS C 9300-12:2014
14	J60974-13(2025)	JIS C 9300-13:2023	IEC 60974-13第2版2021	アーク溶接装置－ 第13部:溶接クランプ	J60974-13(H28)	JIS C 9300-13:2014

15	J61558-1(2025)	JIS C 61558-1:2019 +追補1(2024)	IEC 61558-1第3版2017	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第1部:通則及び試験	J61558-1(2019)	JIS C 61558-1:2019
16	J61558-2-1(2025)	JIS C 61558-2-1:2024	IEC 61558-2-1第3版2021	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－1部:一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-1(H26)	JIS C 61558-2-1:2012
17	J61558-2-2(2025)	JIS C 61558-2-2:2024	IEC 61558-2-2第3版2022	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－2部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-2(H26)	JIS C 61558-2-2:2012
18	J61558-2-4(2025)	JIS C 61558-2-4:2024	IEC 61558-2-4第3版2021	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－4部:一般用の絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-4(H26)	JIS C 61558-2-4:2012
19	J61558-2-6(2025)	JIS C 61558-2-6:2024	IEC 61558-2-6第3版2021	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－6部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-6(H26)	JIS C 61558-2-6:2012
20	J61558-2-13(2025)	JIS C 61558-2-13:2024	IEC 61558-2-13第3版2022	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－13部:一般用の単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-13(H26)	JIS C 61558-2-13:2012
21	J61558-2-14(2025)	JIS C 61558-2-14:2024	IEC 61558-2-14第2版2022	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－14部:一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	なし	なし
22	J61558-2-16(2025)	JIS C 61558-2-16:2024	IEC 61558-2-16第2版2021	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性－ 第2－16部:一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験	J61558-2-16(H26)	JIS C 61558-2-16:2012
23	J62619(2025)	JIS C 8715-2:2024	IEC 62619第2版2022	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－ 第2部:安全性要求事項	J62619(2019)	JIS C 8715-2:2019

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60335-2-36 (2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-36:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—36部:業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の調理用電気レンジ、オーブン、こんろ、こんろ部及びこれらと類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名: 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気レンジ、電気こんろ、等

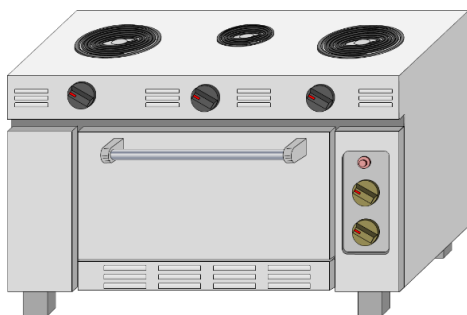


図1 電気レンジ

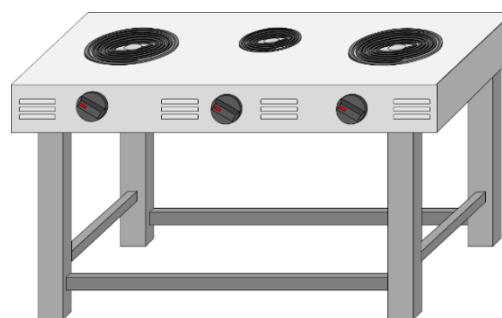


図2 電気こんろ

- ・主な改正内容:

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用する機器は、適用対象としないこととした。
10.2	入力電流の測定に関する要求事項を追加した。

2 J60335-2-37 (2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-37:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—37部:業務用フライヤの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の加圧タイプを含む電気フライヤ及びドーナツフライヤの安全性について規定する。
- ・電気用品名: 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気フライヤー

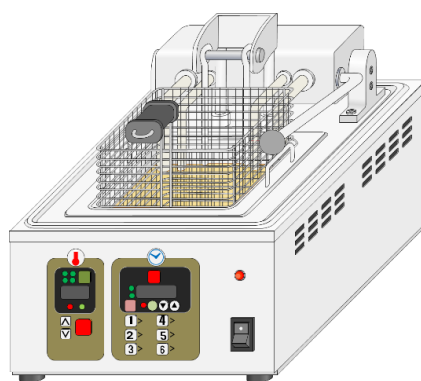


図1 電気フライヤー



図2 電気フライヤー(ドーナツフライヤ)

- ・主な改正内容:

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用する機器は、適用対象としないこととした。

3 J60335-2-38 (2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-38:2024** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の電気グリドル及びグリドルグリルの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気ホットプレート、ワッフルアイロン

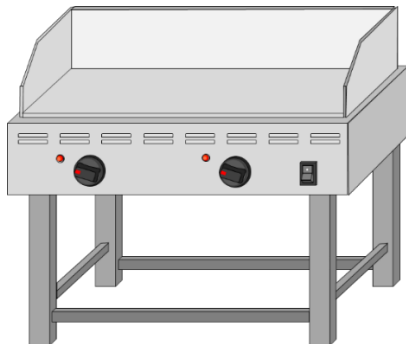


図1 電気ホットプレート

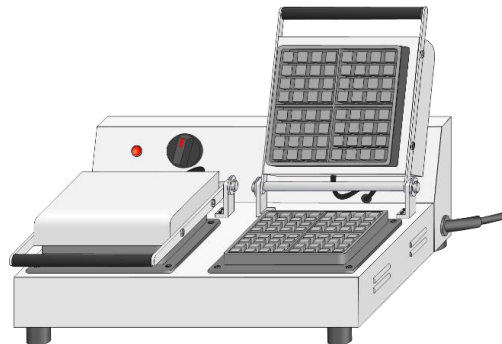


図2 ワッフルアイロン

- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用する機器は、適用対象としないこととした。
20.1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

4 J60335-2-39 (2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-39:2024** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の多目的調理鍋の安全性について規定する。また、この規格は、圧力機器及び圧力が加わる部分をもつ機器についても適用する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気なべ

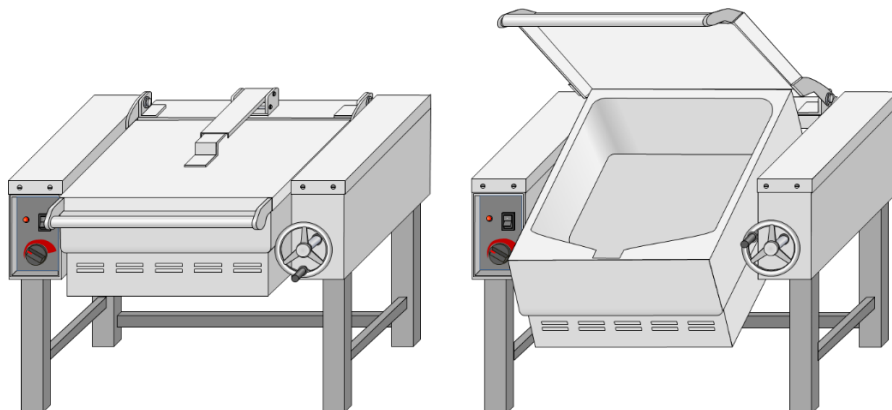


図 電気なべ(ブラットパン)

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用される機器は、適用対象としないこととした。
20.1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

5 J60335-2-42 (2025)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-42:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-42部:業務用コンベクションオーブン、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用のコンベクションオーブン、蒸し器、スチームコンベクションオーブン及びその他の蒸気発生装置を用いたこれらと類似の機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気天火、電気蒸し器、等

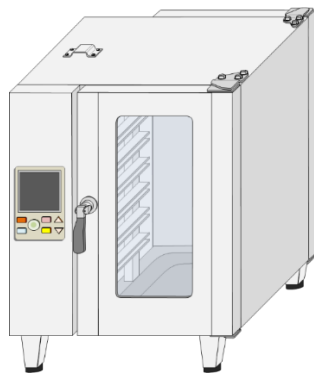


図1 電気天火(スチームコンベクションオーブン)

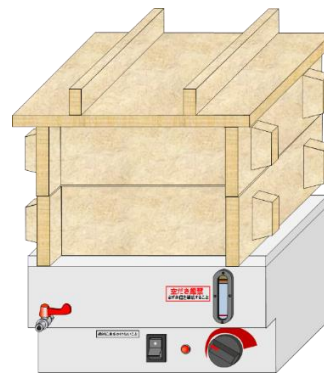


図2 電気蒸し器

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用される機器は、適用対象としないこととした。
7.6	やけどの危険性を示す記号を追加した。

6 J60335-2-47 (2025)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-47:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の電気煮炊き鍋の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気なべ



図 電気なべ

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない、業務用の使用を想定し、バッテリー駆動機器及び一般公開エリアで使用される機器は、適用対象としないこととした。
20.1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

7 J60335-2-48 (2025)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-48:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の電気グリル及びトースタの安全性について規定する。
回転式又は連続式のグリル又はトースタ、及びあぶり焼き器、天火（上面加熱）焼き器（サラマンダ）などの放射熱によって焼く類似の機器は、この規格の適用対象である。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気トースター、その他の調理用電熱器具

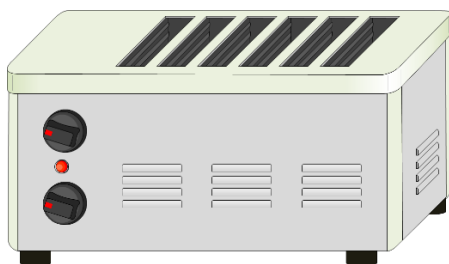


図 1 電気トースター

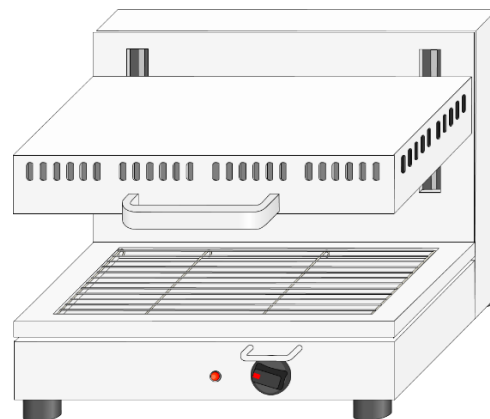


図 2 その他の調理用電熱器具(サラマンダ)

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない業務用機器の使用を想定し、バッテリー駆動機器は適用対象としないこととした。また、機器の使用範囲において、一般公開されていないエリアの使用に限定されないため、一般公開エリアも含むこととした。
7.12 11.8 表 102	子供を含む一般大衆がアクセス可能な一般公開エリアで使用される機器に対する、取扱説明書への記載、外部可触表面の最大温度上昇値などの要求事項を追加した。
20.1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

8 J60335-2-49 (2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-49:2024** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—49部:食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、食品及び容器類を保温するための業務用機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気温蔵庫

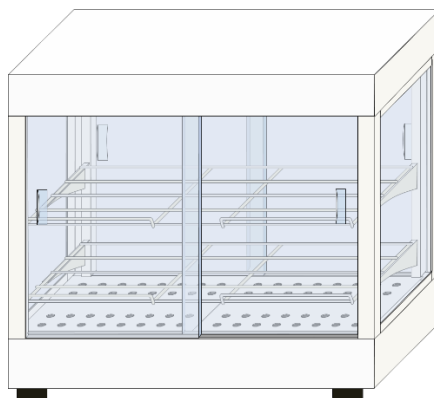


図 電気温蔵庫

- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない業務用機器の使用を想定し、バッテリー駆動機器は適用対象としないこととした。また、機器の使用範囲において、一般公開されていないエリアの使用に限定されないため、一般公開エリアも含むこととした。
7.12 11.8 表 102	子供を含む一般大衆がアクセス可能な一般公開エリアで使用される機器に対する、取扱説明書への記載、外部可触表面の最大温度上昇値などの要求事項を追加した。
10.2	入力電流の測定に関する要求事項を追加した。
20.1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

9 J60335-2-50 (2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-50:2024** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—50部:業務用湯せん器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、業務用の湯せん器の安全性について規定する。

- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電気湯せん器

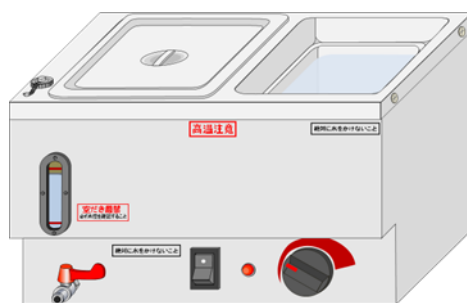


図 電気湯せん器

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	家庭用及びこれに類する用途を意図していない業務用機器の使用を想定し、バッテリー駆動機器は適用対象としないこととした。また、機器の使用範囲において、一般公開されていないエリアの使用に限定されないため、一般公開エリアも含むこととした。
7. 12 11. 8 表 102	子供を含む一般大衆がアクセス可能な一般公開エリアで使用される機器に対する、取扱説明書への記載、外部可触表面の最大温度上昇値などの要求事項を追加した。
20. 1	電熱素子をもつ機器を 15° まで傾けて行う試験は、業務用ちゅう（厨）房機器には非現実的であるため、実施しないこととした。

10 J60335-2-64 (2025)

- ・採用する JIS： JIS C 9335-2-64:2024 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—64部:モータ駆動の業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項
- ・適用範囲： この規格は、バッテリー駆動機器及び直流駆動機器を含む、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の、モータ駆動の業務用ちゅう（厨）房機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】ジュースミキサー、フードミキサー、コーヒーひき機、電気肉ひき機、電気パン切り機、野菜洗浄機、等

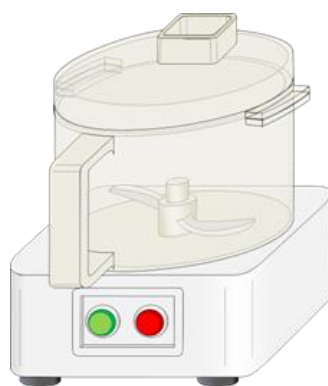


図 1 フードミキサー

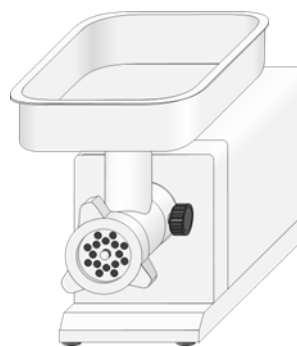


図 2 電気肉ひき機

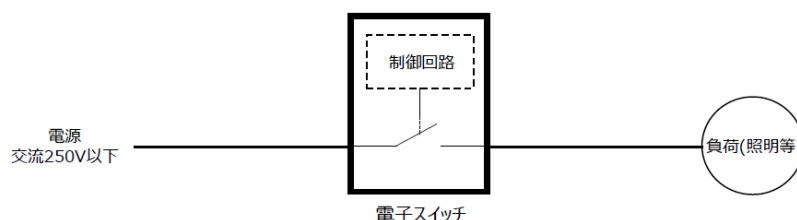
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	一般公開エリアで使用される機器を除外し、バッテリー駆動機器を適用した。

11 J60669-2-1(2025)

- ・採用する JIS : JIS C 8281-2-1:2024 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ
第 2-1 部：電子制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用であって、屋内用又は屋外用の定格電圧が交流 250V 以下で定格電流が 16A 以下の、電子スイッチ、住宅用及びビル用の電子システム (HBES) スイッチ又はビル用自動制御システム (BACS) スイッチ等をもつ電子制御装置について規定する。
この規格は、照明機器の回路操作用、照明機器の輝度制御 (調光器) 用等の電子スイッチにも適用する。
- ・電気用品名：【適用範囲に含まれる主な電気用品】その他の点滅器、調光器

●電子スイッチ



●HBES/BACSスイッチ

●電子式拡張ユニット

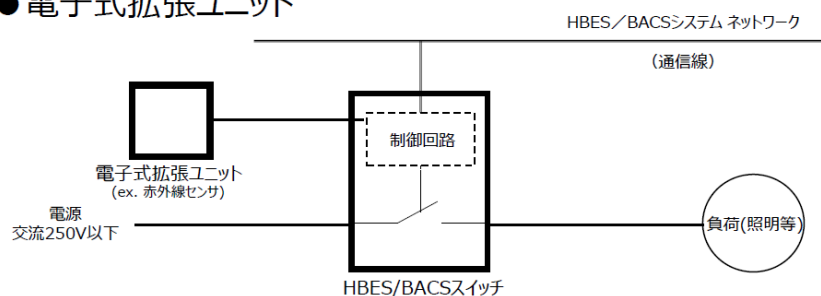


図 電子スイッチ、HBES/BACS スイッチ、電子式拡張ユニットの例※

※出典元：一般社団法人日本配線システム工業会

・主な改正内容：

項目番号	概要
箇条 1	この規格は IEC 60669-2-1 を基としているが、IEC 60669-2-5 に含まれていた、住宅用及びビル用電子システム (HBES) スイッチ類に適用する要求事項を IEC 60669-2-1 に追加したことに伴い、適用範囲には、これまでの“電子スイッチ”に加えて、“住宅用及びビル用電子システム (HBES) スイッチ”、“ビル用自動制御システム (BACS) スイッチ”、“電子式拡張ユニット (子器)”を明記し、これらを総称して“電子制御装置”と呼称するように変更し、規格名称を“電子制御装置の個別要求事項”に変更した。
8.7	電子制御装置がプリント配線板など電子スイッチ内の他の部品を通して、入力端子にループスルー機能を提供する場合、上流に設置するヒューズ及び回路遮断器の最大定格電流は、製造業者が説明書で指定しなければならない旨を追加した。
10.104	接触電流に対する保護についての要求事項を追加した。

12 J60974-11 (2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-11:2023 アーク溶接装置―第 1 1 部：溶接棒ホルダ
- ・適用範囲： この規格は、直径 10 mm 以下の溶接棒を用いる被覆アーク溶接の手溶接作業に使用する溶接棒ホルダの性能要求事項及び安全要求事項について規定する。ただし、水中溶接のためのホルダを除く。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

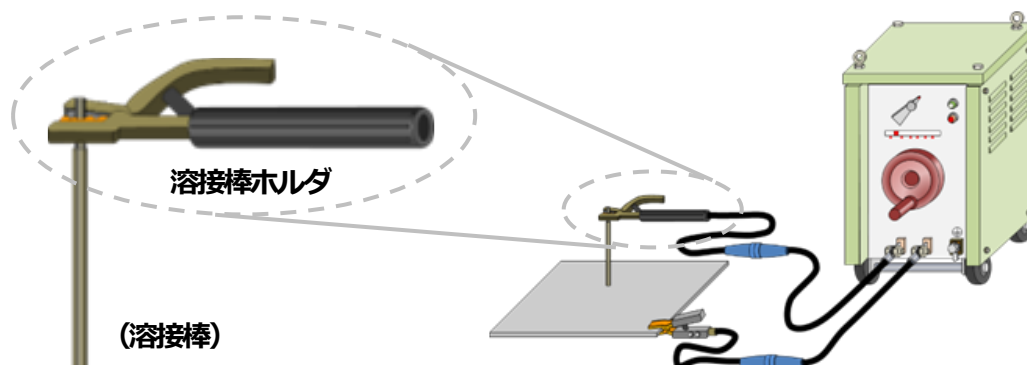


図 アーク溶接機（溶接棒ホルダ）

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
9.3	高温物体と接触させたときに、煙が発生した場合、人体に影響を与えないことを規定した。
箇条 12	旧規格では取扱説明書に記載する事項についてホルダの形名が示されていないかったため、その形名を記載するように追記した。

13 J60974-12 (2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-12:2023 アーク溶接装置―第 1 2 部：溶接ケーブルジョイント
- ・適用範囲： この規格は、アーク溶接及び関連プロセスに用いる、工具なしで接続及び切離しが可能なように設計した溶接ケーブルジョイントの性能要求事項及び安全要求事項について規定する。ただし、水中溶接に使用する溶接ケーブルジョイントは除く。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

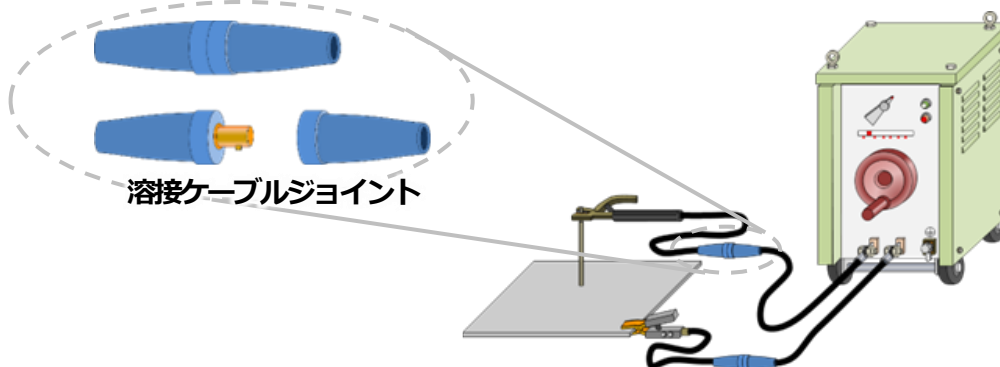


図 アーク溶接機（溶接ケーブルジョイント）

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
8.2	高温物体と接触させたときに、煙が発生した場合、人体に影響を与えないことを規定した。
附属書 A	欧州で用いられている溶接ケーブルジョイントの形状を追加した。

14 J60974-13(2025)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-13:2023 アーク溶接装置—第 1 3 部：溶接クランプ
- ・適用範囲： この規格は、溶接プロセスに用いる、母材に工具なしで電氣的接続ができるよう設計した溶接クランプの性能要求事項及び安全要求事項について規定する。ただし、水中溶接及びプラズマ切断のための溶接クランプは除く。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

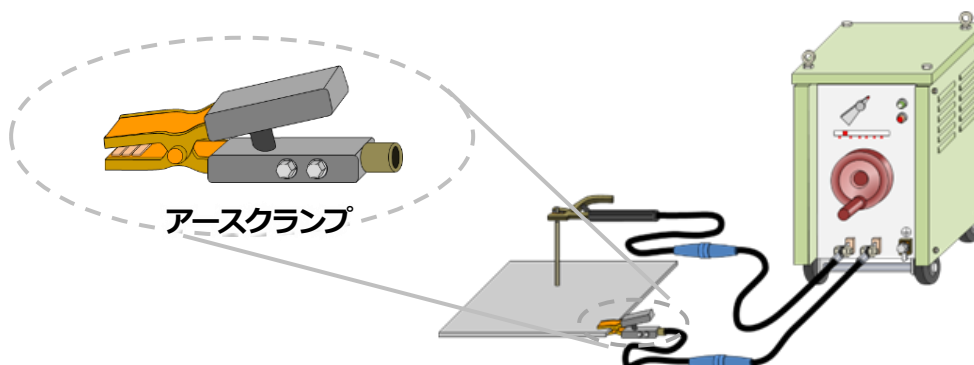


図 アーク溶接機（溶接クランプ（アースクランプ））

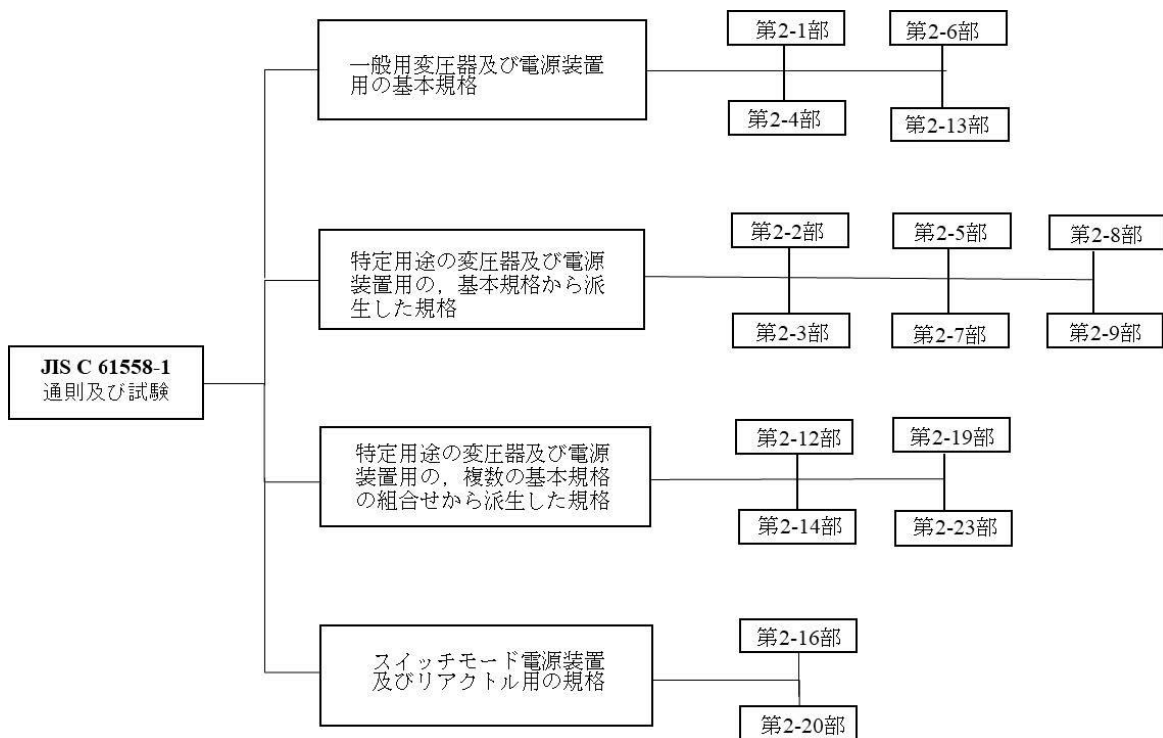
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
8.1	溶接クランプと溶接ケーブルとの接続部の温度上昇が規定されていなかったが、人が触れる可能性があるので、その部分の温度上昇を 45K と規定した。
8.2	高温物体と接触させたときに、煙が発生した場合、人体に影響を与えないことを規定した。

15 J61558-1 (2025)

- ・採用する JIS : JIS C 61558-1:2019 + 追補 1 (2024) 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性—第 1 部: 通則及び試験
- ・適用範囲： この規格は、変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらを組み合わせた製品の電氣的安全性、熱的安全性、機械的安全性などの安全側面について規定する。
この規格は、独立形又は機器用、及び据置形又は可搬形の次に示すタイプの乾式変圧器、スイッチモード電源装置を含む電源装置、リアクトル及びこれらの組合せ製品の安全面に適用する。
- ・電気用品名： 第 2 部の個別規格との組み合わせによる
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
19.1.4.2	安全特別低電圧（SELV）回路の場合は、基礎絶縁だけを要求することを追記した。
19.1.4.2	対応国際規格の“プラグによって主電源に接続することを意図しないクラス 1 変圧器”の部分に、旧規格では、技術的差異事項として“クラス 0I 変圧器及び”を追加していたが、プラグによる電源接続を意図しないクラス 0I 変圧器は存在しないため削除した。
19.1.4.3	
19.1.4.4	
附属書 JA	JIS C 61558 の規格群の体系を更新した。



第 1 部：通則及び試験

第2-1 部：一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-2 部：制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-3 部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項及び試験

第2-4 部：一般用の絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-5 部：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項及び試験

第2-6 部：一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-7 部：玩具用変圧器及び玩具用電源装置の個別要求事項及び試験

第2-8 部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験

第2-9 部：白熱電球のクラス III ハンドランプ用変圧器の個別要求事項

第2-12 部：定電圧変圧器の個別要求事項

第2-13 部：一般用の単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-14 部：一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

第2-16 部：一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験

第2-19 部：じょう（擾）乱減衰用変圧器の個別要求事項

第2-20 部：小形リアクトルの個別要求事項及び試験

第2-23 部：建築現場用変圧器の個別要求事項

16 J61558-2-1 (2025)

- ・採用する JIS： JIS C 61558-2-1:2024 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性—
第2-1部:一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲： この規格は、一般用の複巻変圧器及び一般用の複巻変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名： その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置 等
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性」
8.11 表 101	表 101（変圧器の種類を表す図記号）の図記号のうち、横向きの図記号を対応国際規格に合わせて削除するとともに、IEC60417-6210（2013-10）のリニア電源装置の図記号  を追加した。
箇条 19	旧規格で規定していた構造に関する規定は、JISC 61558-1（通則）に集約されたため、通則を引用するように変更した。

17 J61558-2-2(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 61558-2-2:2024** 変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性—第2—2部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲 : この規格は、制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名 : その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置、等
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性」
8.11 表 101	8.11 の表 101（変圧器の種類を表す図記号）に IEC60417-6210（2013-10）のリニア電源装置の図記号を追加するとともに、制御変圧器の図記号を、IEC60417-6036～IEC 60417-6038 の図記号   に改めた。

18 J61558-2-4(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 61558-2-4:2024** 変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性—第2—4部:一般用の絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲 : この規格は、一般用の絶縁変圧器及び一般用の絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名 : その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置、等
- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性」
8.11 表 101	表 101（変圧器の種類を表す図記号）の図記号のうち、横向きの図記号を対応国際規格に合わせて削除するとともに、IEC60417-6210（2013-10）のリニア電源装置の図記号を追加した。
箇条 19	旧規格で規定していた構造に関する規定は、JISC 61558-1（通則）に集約されたため、通則を引用するように変更した。

19 J61558-2-6(2025)

- ・採用する JIS : **JIS C 61558-2-6:2024** 変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性—

第2－6部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験

- ・適用範囲： この規格は、一般用の安全絶縁変圧器及び一般用の安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名： その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置、等
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性」
8.11 表 101	表 101 (変圧器の種類を表す図記号) に IEC60417-6210 (2013-10) のリニア電源装置の図記号を追加した。
箇条 19	旧規格で規定していた構造に関する規定は、JISC 61558-1 (通則) に集約されたため、通則を引用するように変更した。

20 JJ61558-2-13(2025)

- ・採用する JIS： **JIS C 61558-2-13:2024** 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性
一第2－13部:一般用の単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲： この規格は、一般用の単巻変圧器及び一般用の単巻変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名： その他の家庭機器用変圧器、直流電源装置、等
- ・主な改正内容：

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性」
8.11 表 101	表 101 (変圧器の種類を表す図記号) の図記号のうち、横向き図記号を対応国際規格に合わせて削除するとともに、IEC60417-6210 (2013-10) のリニア電源装置の図記号を追加した。
箇条 19	旧規格で規定していた構造に関する規定は、JISC 61558-1 (通則) に集約されたため、通則を引用するように変更した。

21 J61558-2-14(2025)

- ・採用する JIS： **JIS C 61558-2-14:2024** 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性
一第2－14部:一般用の可変変圧器及び可変変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲： この規格は、一般用の可変変圧器及び一般用の可変変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象とする。
- ・電気用品名： 電圧調整器、等
- ・主な改正内容： 新設

22 J61558-2-16(2025)

- ・採用する JIS： **JIS C 61558-2-16:2024** 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性
一第2－16部:一般用のスイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲： この規格は、一般用のスイッチモード電源装置及び一般用のスイッチモード電源装置用変圧器の安全性について規定する。

・電気用品名： その他の家庭用機器変圧器、直流電源装置、等

・主な改正内容：

項目番号	概要
規格名称	対応国際規格の改訂に伴い、表記を変更。:「変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性」⇒「変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組合せの安全性」
箇条 3	“ピーク動作電圧”、“定格インパルス電圧”及び“不平等電界”の定義を追加した。
箇条 19	旧規格で規定していた構造に関する規定は、JISC 61558-1(通則)に集約されたため、通則を引用するように変更した。
26. 103	規定値決定の代替手段として、定格インパルス電圧に基づく規定を追加した。
26. 103 26. 104	準平等電界条件に対する要求事項を、削除した。

23 J62619 (2025)

・採用する JIS： JIS C 8715-2:2024 産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第 2 部：安全性要求事項

・適用範囲： この規格は、据置用途を含む産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムの安全性要求事項について規定する。なお、特定用途向け単電池の JIS 又は IEC 規格が存在する場合、その特定用途向けの規格がこの規格に優先する。例えば、路上走行車駆動用単電池については、IEC62660 の規格群などがある。

・電気用品名： リチウムイオン蓄電池

・主な改正内容：

項目番号	概要
5. 8	電池システム内の単電池が使用範囲から逸脱したときに、安全上の理由から、動作停止の自動解除を禁止することなどを規定するシステムロック機能を追加した。
7. 3. 3 附属書 B 附属書 C	旧規格では、類焼試験における単電池を熱暴走させる方法としてヒーターによる加熱を例示していたが、周囲の電池への熱の影響が小さく、この試験の意図に適した方法としてレーザーによる加熱を例示し、それ以外の方法も許容する記載に変更した。 また、時間が経過した後に発火や破裂に至る事例があることから、試験対象の観察時間を 1 時間から 8 時間に変更した。
8. 2. 2	過充電電圧制御の判定基準は、旧規格では、“単電池の発火又は破裂があってはならない。”と規定していたが、これに加え、要求事項に対応した判定基準“BMS は上限充電電圧を超える前に充電を終了しなければならない。”を追加した。
箇条 9	旧規格では、EMC は電池システムのハザードの一つとして記載していただけであったが、EMC に対する要求事項を明確にするため、この箇条を追加した。 また、EMC は、電池システムを使用する機器によって条件が異なるため、電池システム製造業者の観点だけでは要求事項を決められない。そのため、最終製品の要求事項又は最終製品製造業者と電池システム製造業者とが合意した特定の要求事項を満足することを規定した。
附属書 A (A. 1)	旧規格では、仕様書の使用範囲の記載は推奨事項としていたが、安全に使用できる範囲として必要であるため要求事項に変更した。
附属書 A (A. 2)	旧規格では、上限充電電圧及び上限充電温度の指定は推奨事項としていたが、安全に使用できる範囲として必要であるため要求事項に変更した。